

下 介 第 2 1 9 号  
令和4年(2022年)2月1日

各指定通所介護事業所  
各指定通所リハビリテーション事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長  
(公 印 省 略)

令和4年度の事業所規模による区分の取扱いについて (通知)

平素は、本市介護保険事業の適正な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定通所介護及び指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成12年厚生省告示第19号及び平成12年厚生省告示第26号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知(平成12年3月1日老企第36号)において示されているところですが、令和4年度も引き続き事業を実施する事業所におかれましては、前年度の実績(令和4年度の場合は令和3年(2021年)4月～令和4年(2022年)2月)に基づき、当該年度(令和4年度)の事業所規模の区分を決定する必要があります。

つきましては、下記のとおり、令和4年度の事業所規模の区分の取扱いに係る手続等について遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 事業所規模区分の確認【対象：全事業所】

下関市のホームページにて「事業所規模による区分の取扱い」(下記3参照)を確認の上、下記2(1)ウの書類にて平均利用延人員数を計算し、どの規模区分に該当するかを必ず確認してください。

### 2 規模区分変更に係る届出【対象：上記1の計算の結果、規模に変更が生じる事業所】

#### (1) 提出書類

- ア 指定事項等変更届(様式第8号)
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 事業所規模計算表
  - ・通所介護用
  - ・通所リハビリテーション用

※ 事業所規模の変更とともに定員の変更等が生じる場合には、併せて事業所の運営規程、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、事業所の平面図及び写真の提出

が必要です。

※ 提出書類の控えを、事業所にて各1部保管してください。

(2) 提出期限

令和4年(2022年)3月15日(火) 必着

(3) 提出先

〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

下関市福祉部介護保険課 事業者係

電話：083-231-1371

3 その他

「事業所規模による区分の取扱い」に係る文書及び上記2(1)に示す提出書類の様式については、下関市のホームページにて閲覧及びダウンロードが可能です。

[ホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ 事業者の方へ

→ 保健・福祉

→ 介護保険

→ 令和4年度の事業所規模による区分の取扱いについて